〇電気通信紛争処理委員会運営規程

電気通信事業紛争処理委員会決定第一号平 成 十 三 年 十 一 月 三 十 日

電気通信紛争処理委員会決定第一号最終改正 令 和 四 年 十 月 七 日

(目的)

めるところによる。その他委員会の運営に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定第一条「電気通信紛争処理委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続

(会議

- 同じ。)に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知する。 するときは、委員等(委員及び議事に関係のある特別委員をいう。以下第二条 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)を招集しようと
- 議に報告しなければならない。 きる。この場合においては、委員長はその議事について次に招集する会め通知した上で、文書その他の方法により、会議の議事を行うことがで2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員等にあらかじ
- 3 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

(指名の欠格)

二第二項、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十七条の三十第百五十六条第一項及び第二項、第百五十七条第二項及び百五十七条の和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。)第百五十四条第三項(法・ 委員会は、委員又は特別委員が次の各号のいずれかに該当すると

仲裁委員に指名しない。 一成送法第百四十二条第四項において準用する場合を含む。)に規定する四項及び百五十七条の二第四項、電波法第二十七条の三十八第五項並び四項及び百五十七条の二第四項、電波法第一項及び第二項、第百五十七条第第二項において準用する場合を含む。)に規定するあっせん委員又は法第第三項並びに放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第百四十二条

- 該親会社の子会社(当事者を除く。)の役員であるとき。事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が
- 親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。社とする親会社又は当該親会社の子会社(当事者を除く。)の役員の四一 委員又は特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会

委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人である

- 別委員が前項の特別な関係にあることが分かったときは、速やかに当該2 委員会は、既にあっせん委員又は仲裁委員の指名をされた委員又は特とき、又はあったとき。
- き指名する場合には、適用しない。 3 前二項の規定は、仲裁委員を、当事者が合意によって選定した者につ指名を解除する。

回避)

合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない。自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場第三条の二 委員及び特別委員は、前条第一項各号に規定する場合のほか

(代理人及び補佐人)

第三条の三 当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当

な者を代理人とすることができる。

- 2 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。
- できる。 議体をいう。以下同じ。)の許可を得て、補佐人とともに出頭することが3 当事者又は代理人は、あっせん委員及び仲裁廷(三人の仲裁委員の合

(手続の分離又は併合)

このでは、このでは、あっせん又は仲裁の手続を分離し、又は併合すること第三条の四 あっせん委員又は仲裁廷は、適当と認めるときは、当事者全

(あっせんをしない場合等の通知)

込みがない場合においてあっせんを打ち切ったときも、同様とする。に対し、その旨を理由を附して通知する。当事者間に合意が成立する見場合を含む。)の規定によりあっせんをしないものとしたときは、当事者七条の三十八第三項並びに放送法第百四十二条第二項において準用する二項、第百五十七条第二項及び第百五十七条の二第二項、電波法第二十四条 委員会は、法第百五十四条第二項(法第百五十六条第一項及び第

(あっせんの答弁書の提出期間の指示)

て答弁書を提出すべき旨の通知をすることができる。 百六十二号)第五条の規定により通知するときは、相当の期間を指定し第四条の二 委員会は、電気通信紛争処理委員会令(平成十三年政令第三

(複数のあっせん委員によるあっせんの審理の指揮)

指揮を行う者を、あっせん委員の互選により選任する。 第四条の三 複数のあっせん委員が指名された場合は、あっせんの審理の

(委員等に関する事実の開示)

第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第百五十第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第百五十十条第四項において準用する場合を含む。)の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。写しを送付する際に行うほか、仲裁委員について該当する事実の存在が写しを送付する際に行うほか、仲裁委員について該当する事実の存在が明明したときに速やかに行う。

第五条 削除

(仲裁手続の準則)

(準備手続)

続を行わせることができる。
仲裁委員の一人又は二人をして争点若しくは証拠の整理その他の準備手第六条 仲裁の審理の指揮を行う仲裁委員は、必要があると認めるときは、

た仲裁委員は、前項の準備手続を任意に行うことができる。2.仲裁の審理期日に仲裁委員の一人又は二人が欠席したときは、出席し

なければならない。における最初の審理期日までに、他の仲裁委員に対しその結果を報告し3.前二項の規定により準備手続を行った仲裁委員は、当該準備手続の後

(和解の勧告)

- に対し和解の勧告を行うことができる。 る段階であっても、仲裁を求める事項の全部又は一部について、当事者第七条 仲裁廷は、当事者双方の承諾がある場合には、仲裁手続のいかな
- 員の一人又は二人をして行わせることができる。 2 仲裁廷は、必要があると認めるときは、前項の和解の勧告を、仲裁委

(仲裁判断)

- 項に規定する場合においては、この限りでない。 事者がこれを記載することを要しない旨を特に合意している場合及び次に署名しなければならない。ただし、第四号及び第五号については、当第八条 仲裁判断には、次の各号に掲げる事項を記載し、仲裁委員がこれ
- 氏名) 及び住所 当事者の氏名 (当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の
- 二 代理人があるときは、その氏名及び住所
- 三主文
- 四 事実
- 五理自
- 六 仲裁判断の年月日及び仲裁地
- 内容を仲裁判断とすることができる。
 事者が和解し、かつ、当事者双方の申立てがあったときは、その和解の2 仲裁廷は、仲裁手続中に仲裁を求める事項の全部又は一部について当

(証拠資料の閲覧)

する。 証拠資料の内容を、当事者が委員会の事務局において閲覧できるように**第八条の二** 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき

(諮問を要しない事項)

は、委員長が軽微な事項として個別に認定したものとする。第九条 法第百六十条ただし書に規定する委員会への諮問を要しない事項

(諮問及び答申並びに勧告)

- | 率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。| 第十条 | 委員会に対する諮問は、総務大臣は文書をもって行い、かつ、効
- 率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。
- 3 委員長は、委員の中から起草委員を命じ、答申及び勧告の案の起草を2 委員会が総務大臣に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

させることができる。

複数の意見を並記することができる。4 答申及び勧告には、委員の間において見解の分かれる事項については、

(意見の聴取)

- 調査審議事項と関連する利害関係者その他の参考人から公聴会その他の第十一条 委員会は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、当該
- 2 前項の場合において、委員会は、必要と認めるときは、広く意見を募

方法により意見を聴取することができる。

集することができる。

考とする。
3 委員会は、意見の聴取に係る議題の審議に当たり、聴取した意見を参

(聴聞の主宰者の推薦)

員のうちから、委員長の指名により推薦する。 第十二条 法第百六十一条第二項に規定する聴聞の主宰者は、委員会の委

(不利益処分に関する調査審議)

を参考とする。
た調書の内容及び同条第三項の報告書に記載された聴聞の主宰者の意見成五年法律第八十八号)第二十四条第一項の聴聞の審理の経過を記載し第十三条 委員会は、不利益処分に関する審議に当たり、行政手続法(平

(議事録)

事項を除く。)を記載する。 掲げる事項のうち開催の場所並びに第二号、第四号及び第五号に掲げる書その他の方法により、会議の議事を行った場合においては、第一号に第十四条 委員会は、開催した会議について議事録を作成し、次の事項(文

- 開催の年月日及び場所
- 一 開会及び閉会の時刻
- 一 出席した委員及び特別委員の氏名
- 四 出席した利害関係者及びその他の参考人の氏名
- 五 出席した関係職員の所属及び氏名
- 六 議題
- コ 調査審議の内容
- 八 議決事項
- 九 その他必要な事項
- 員長の承認を得るものとする。 2 前項の議事録は、出席した委員及び特別委員の確認を得て作成し、委

(議事録等の保存)

いて保存する。議の議事録」という。)及び会議で使用した資料は、委員会の事務局にお第十五条が発第二項の規定により委員長の承認を得た議事録(以下「会

(会議の公開)

ことを必要と認めた場合を除き、公開する。は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とする会議を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又第十六条(会議(招集して開催するものに限る。次項において同じ。)は、

合は、委員会はその理由を公表する。
2 前項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場

(会議の議事録の公表)

表する。
最十七条 会議の議事録は、前条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若第十七条 会議の議事録は、前条第一項の規定により委員長が会議を非公

- 認めた場合は、委員会はその理由を公表する。
 2 前項の規定により委員長が会議の議事録を非公開とすることを必要と
- に作成し、委員長の承認を得て公表する。 3 会議の議事録の公表までの間、委員会の事務局は、議事概要を速やか

(会議で使用した資料の閲覧)

会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することによ第十八条。会議で使用した資料は、第十六条第一項の規定により委員長が

それがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合 り当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するお を除き、委員会の事務局において一般の閲覧に供する。

必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。 前項の規定により委員長が会議で使用した資料を非公開とすることを

(あっせん又は仲裁の手続に係る資料の非公開)

第十九条 あっせん又は仲裁の手続においてあっせん委員、仲裁委員又は 委員会の事務局が作成し、又は取得した資料は、公開しない。

を委員会の事務局において一般の閲覧に供することができる。 さないものとして、委員会が公開を適当と認める場合には、前項の資料 滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたら 公開を承諾する場合又はその公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円 前項の規定に関わらず、委員会は、あっせん又は仲裁の当事者がその

(あっせん及び仲裁の手続に関して知ることができた事実の公表)

第二十条 委員会は、あっせん又は仲裁の手続に関してあっせん委員、仲 ができる。 裁委員又は委員会の事務局が知ることができた次の事実を公表すること

- あっせん又は仲裁の申請の受理の年月日
- 二 あっせん又は仲裁の手続の終結の年月日 (手続を行わない場合には、
- 手続を行わないことが確定した年月日)
- 2 三 あっせん又は仲裁の手続に関する主な経過、当事者の氏名(当事者 前項第三号の事実の公表は、次の場合に限り行うことができるものと が法人であるときは、その名称)、当事者の主な主張及び結果の概要
- あっせん又は仲裁の当事者がその公表を承諾する場合

する。

をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合 かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障 前号に規定する場合の他、その公表が委員会の運営又は紛争の公正

3 の適当な時点に行うものとすることができる。 第一項第三号の事実の公表は、事件の性質を勘案し、処理の終結の後

則

平 電気通信事業紛争処理委員会決定第一号 成 + 三年 十一月 三十月

この規程は、 決定の日から施行する。

附 則

平 電気通信事業紛争処理委員会決定第一号 成 + 四 年二月二十六日

1 この決定は、平成十四年二月二十七日から施行する。

2 ては、本決定の規定は適用せず、なお従前の例による。 この決定の施行の際現にされているあっせんの申請に係る審理につい

附 則

. 電気通信事業紛争処理委員会決定第二号 平 成 + 四 年 六 月 二 十 五.

この決定は、平成十四年七月一日から施行する。

則

平 電気通信事業紛争処理委員会決定第一号 十 五 月

この決定は、平成十五年二月十二日から施行する。

附 則

平 電気通信事業紛争処理委員会決定第二号 成 + 五. 年 十 月 三 日

1 この決定は、平成十五年十月三日から施行する。ただし、第二条の規 定については、仲裁法(平成十五年法律第百三十八条)の施行の日〔平 成十六年三月一日〕から施行する。

2 条の施行の日以後に開始した仲裁手続から適用する。 始した仲裁手続から適用し、第二条の規定による改正の後の規定は、同 第一条の規定による改正の後の規定は、この決定の施行の日以後に開

附 則

平 成 十 六 年 三 月 + 五 日

、電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

幸 成 十 六 年 十 月 三 十 日

電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

この決定は、平成十六年十二月一日から施行する。

附 則

귤 電気通信事業紛争処理委員会決定第一号 成二十 年 三 月 八 日

この決定は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

本 成二十三年 六月二十 八日

電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

五号)の施行の日[平成二十三年六月三十日]から施行する。 この決定は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十

附 則

_電気通信紛争処理委員会決定第一号 平 成二十 四 年 三 月 三 十日

この決定は、 決定の日から施行する。

附 則

令 和 匹 年 + 月 七

_電気通信紛争処理委員会決定第一号 月

この決定は、 決定の日から施行する。